

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)		
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	10:00～15:00
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇偶数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料ででの相談は一人1回です。

## 障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

## 人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 4月15日(水) 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

## 高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者 総合相談	月～金 (土・日は要相談)	8:30～17:00 (ふくしの駅)

※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため今月は中止となりました。

問い合わせ

地域包括支援センター ☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま (中央2-4-3)

※休館日は5月3日(日)～6日(水)です。

問い合わせ

いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

## 出張年金相談

日時 第2水曜日 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※相談日前々日の正午までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

## 県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階(広島市中区基町10番52号)

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子(忠海東町) ☎ 26-0235

北嵐 浩(塩町) ☎ 24-6760

## 「商品を代引きで送る」というメールにご注意！

## 〈相談内容〉

スマートフォンに「注文を承りました」として、マスク3箱を1万2千円で明日発送する、というメールが入った。

メールには、商品は代金引換え配達で届き、受け取りを拒否した場合には、往復の送料や事務手数料などを請求する、とある。

しかし、商品を頼んだ覚えはない。このメールに心当たりがない場合は返信するようにと、アドレスの記載があるが、返信し発送を断ったほうが良いか。

## 【返信はせず、メールは無視し様子を見ましょう】

最近同様の相談が全国の消費生活センターなどに多数寄せられているようです。

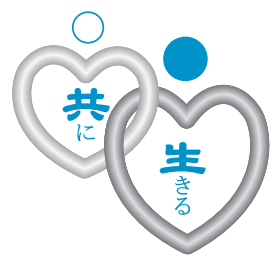
架空請求の一種と思われ、メールに返信すると個人情報聞き出される恐れもあります。念のため、家族や知人などに、注文に心当たりがないか確認し、返信はせず無視しましょう。

## 【商品が届いてしまったら】

メールに返信しない限り商品が手元に届く可能性は低いと思われませんが、万が一商品が送られてきた場合は、伝票に記載されている差出人情報を控えた上で、受け取りを拒否しましょう。

判断に迷う場合は一人で抱え込まず、早めにご相談ください。

おかしいな、困ったなと思ったら、竹原市消費生活相談室(☎ 22-6965)にご相談ください。



## 望まない 受動喫煙をゼロに



### マナーからルールへ

平成29年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行されます。

これにより望まない受動喫煙の防止対策が強化され、多くの人が利用する施設は一定の場所を除き喫煙が禁止されました。

### 禁煙になる場所

事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店※、旅客運送事業自動車（バス・タクシーなど）、航空機・船舶・鉄道、裁判所などの屋内が原則禁煙になります。

屋内での喫煙は、設置された喫煙室でのみ可能で、喫煙室には標識が掲示されています。なお、20歳未満の方は喫煙エリアへの立入は禁止になります。

※既存の経営規模の小さな飲食店は、喫煙可能な場所である旨を掲示することで、店内で喫煙が可能です。

### どうして受動喫煙は危険なの？

喫煙はあらゆるがんや、脳卒中、心筋梗塞などの病気を引き起こします。また、たばこを吸わない人の受動喫煙にもこれらのリスクがあり、受動喫煙による死亡者は年間1万5千人と推計されています。（厚生労働省 喫煙の健康影響に関する検討会報告書「喫煙と健康」より）

特にあかちゃんや、ぜんそく様気管支炎などに罹りやすくなったり、SIDS（乳幼児突然死症候群）の原因になるなど、妊婦さんやあかちゃんへの配慮が必要です。また、屋外や家庭など、喫煙が禁じられていない場所ではたばこを吸う時も、まわりの人に煙を吸わせないように配慮しなければいけません。加熱式たばこであっても受動喫煙は発生します。

### サードハンドスモークにも要注意！

たばこの先から出る煙以外にも、タバコを吸った人が吐き出す息や衣服、部屋の壁紙、カーテン、カーペットなどに付着した有害物質を吸い込むサードハンドスモーク（二次喫煙）も問題になっています。喫煙後30〜45分間は喫煙者の息から有害物質が出続けています。

### 禁煙にチャレンジしませんか？

薬でニコチンによる離脱症状を抑えることで、比較的楽に、確実に禁煙できるようになりました。

禁煙治療を行う禁煙外来を利用してみてはいかがでしょうか。

### 禁煙外来のある市内医療機関

いのくちクリニック・円山医院・大田整形外科おた内科・桑原内科循環器科医院・このの医院・中島内科クリニック・馬場病院（日本禁煙学会 禁煙外来）で検索

### 問い合わせ

保健センター  
☎ 22-7157

## 竹原市地域支え合いセンター

### ◆豪雨災害被災者の生活再建・自立を支援

保健師や看護師などの相談員が相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

日時 月曜日～金曜日（祝日等除く）  
9時～17時

場所 保健センター2階

支援内容 ・現況等の調査及び支援計画の策定  
・見守り、巡回訪問  
・相談受付、専門機関等へのつなぎ  
・コミュニティづくりの支援  
・関係機関等との連携

### 問い合わせ

竹原市地域支え合いセンター  
☎ 21-8070